

米沢市空家等対策計画の概要

計画の概要

- **目的**
近年、全国的な社会問題となっている空家等への対策を、総合的かつ計画的に実施することにより、市民等の安全安心で良好な生活環境を確保することを目的とします。
- **位置づけ**
「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、空家法）」第6条に基づく。
米沢市まちづくり総合計画、山形県住生活基本計画に即し、その他各種計画と連携。
- **計画期間**
平成30年度から平成39年度までの10年間（中間年の5年目に施策の見直し）
- **対象地区**
米沢市内全域

空家家の現状

- **空家発生背景**
要因：人口減少、少子高齢化、核家族化 等
米沢市の高齢者のみ世帯 H7 2,924 ⇒ H27 5,910 （約2倍）
- **空家家の数**
平成24年 899件（実態調査）
平成27年 678件（解体届、通報等による増減）
平成29年 1,186件（実態調査） ※5年間で287件増（約1.3倍）
- **管理不全空家家（管理が行き届いておらず、損傷や老朽化が著しいもの）**
342件（空家家全体の28.8%）

実施体制

- **庁内における連携**
対策に関係する各課が横断的に連携して取組を進めます。
「米沢市空家等対策検討委員会」を設置し、情報共有及び施策の検討を行います。
【米沢市空家等対策検討委員会 構成】
税務課、総合政策課、市民課、環境生活課、社会福祉課、こども課、高齢福祉課、商工課、都市整備課、農業委員会事務局
- **各種団体等との連携**
空家問題は、複雑な権利関係の解決、売買及び賃貸契約の際の仲介等、専門的な知識が必要であったり、迅速な問題対応及び活用には地域の協力が必要になるため、民間事業者や地域組織と連携して対策を実施する必要があります。
協議会を設置し、施策の検討や措置の実施検討を行います。
【米沢市空家等対策協議会 構成】
地域代表者（町内会長など）、法務関係（弁護士、司法書士、行政書士など）、不動産関係（団体など）、建築関係（建築関係団体、建築士、学識経験者など）、福祉関係（社会福祉士など）、環境関係（景観、衛生、防災など）、その他必要と認めるもの

対策の方針

- (1) **発生予防** 住民の意識の向上による空家家の発生予防
- (2) **適正な管理** 所有者等による管理者意識の向上と適正管理の促進
- (3) **利活用対策** 空家家の利活用による地域活力の向上
- (4) **管理不全空家家対策** 適切な措置の実施による安全・安心なまちづくり

具体的な施策

- 「米沢市空家家相談窓口」の設置（都市整備課）
「米沢市空家家相談窓口」を設置し、内容に応じて所管課や外部組織と連携して対応。
- **相談会の開催**
不動産団体、法務団体等からの相談員の派遣を受け、相談会を開催。

<発生予防・適正な管理>

空家家の管理、空家家に関する問題は、所有者自らが行うことが原則。
→所有者等の意識向上と理解促進。

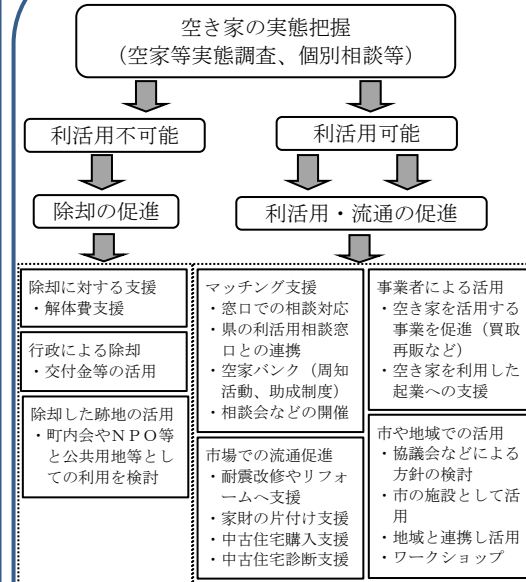
<周知・啓発>

- ・管理や利活用の促進、情報提供
- ・広報誌等の媒体を活用
- ・適切な相続に関する情報提供

<適正管理に関する支援>

- ・管理情報サービスの情報提供（除草、草刈、管理委託など）
- ・地域組織との情報共有体制

<利活用対策>



<管理不全空家家対策>

